契約条項

第1条 (運営)

- 1. 甲(ラポールアンカー)はIBJ、BIU、NNR、コネクトシップ(以下、連盟)に加盟し、会員の写真、略歴、属性等の結婚に関する個人情報(以下、会員情報)を利用して結婚相手紹介サービスを行っています。
- 2. 甲は、連盟と雇用関係や資本関係はなく、経営の独立した結婚相談所です。
- 3. 連盟による会員情報の提供は、インターネットを利用しての情報提供(以下、システム)と印刷物による情報提供の2つの方法(以下合わせて、登録情報)で行っています。また登録情報には連盟に所属する相談室の会員情報及びプロフィールが掲載されます。

第2条 (本契約の目的)

- 1. 甲は乙(会員)が結婚相手を選ぶ為の情報の提供及びそれに付帯するサービスの提供を目的として、乙が婚約成立(以下、成婚)することを目的とします。
- 2. 甲は本契約書に記載したサービスを提供しますが、お見合いや成婚を必ず保証するものではありません。

第3条 (提供するサービス)

- 1. 甲は乙の会員登録をした上で、乙が第2条第1項に定める目的を達成するためのサポートを行います。
- 2. 甲は連盟の会員情報を乙に閲覧させることによる情報提供を行います。乙は会員登録を閲覧後、お見合いを希望する相手を選び、その申し込みができます。乙は、登録情報の中から、予め甲が決めた人数の範囲内で、お見合い相手を選ぶことができます。
- 3. 甲は乙からお見合いのお申し込みを依頼された時には、速やかに相手方相談室に申し込みを取り次ぐ等のお見合いのセッティングやサポートをします。申し込み後2週間(14日間)(コネクトシップの場合は10日間)を過ぎても相手から返答がなかった場合にはお見合いが成立しなかったこととします。この場合、甲は乙に対してお見合い不成立の連絡をしません。
- 4. 乙に対するお見合いのお申し込みがあった場合、甲は乙の意向に沿って、申し込み内容を乙にお知らせします。
- 5. 乙はお見合い後、当日もしくは翌日15時までに甲に対して結果を報告し、甲は相手の相談室に対して交際またはお断りの連絡をします。
- 6. 乙は希望する場合、連盟、連携団体及び各相談室が主催する各種パーティーに申し込むことができます。なお、参加費は乙の負担となります。 パーティーによっては、参加資格等による制限が設けられている場合があります。また、参加者多数の場合は先着順となります。
- 7. 連盟は会員専用サイトで会員検索サービスを提供しています。本サービスは24時間利用可能ですが、システムメンテナンス時、故障等の理由により利用できない場合があります。その場合、利用料の保証や割引はしません。利用できない場合は即時お申し出ください。
- 8. 甲は、乙が希望する場合、成婚後の結婚関連サービスの紹介も行っています。

第4条(入会資格者)

- 1. 社会人として良識があり、法的にも実生活においても独身の方。
- 2. 連盟の資格基準に合格された方。

3. 話し方や話すときの態度が悪くない方。

6. 収入証明書または源泉徴収票(女性は任意)

8. 独身証明書(公的に独身を証明する書類)

9. 口座振替依頼書またはクレジットカード情報

7. 資格や免許が必要な職業についている場合はその証明書

4. 反社会勢力に関係していない方。

第5条(提出書類)

乙は入会にあたって、下記の書類を速やかに甲に提出することとします。下記の書類を提出いただかなければお見合い等の活動ができません。なお、 下記書面以外の公的書面にて証明事項を証明する場合は、証明事項を証明するのに必要不可欠な情報以外は抹消ください。

- 1. 会員契約書(契約締結日記載の本書)
- 2. プロフィール (入会申込身上書)
- 3. 住民票の写し(3ヶ月以内に取得したもの)、健康保険証の写し、 または運転免許証のいずれか1つ
- 4. 卒業証明書またはそのコピー
- 5. 本人の写真(6ヶ月以内に撮影したもの)データまたはプリント3枚

第6条(入会審査)

第4条の入会資格に照らし、不適格と認められた場合には入会をお断りします。その場合には、その日より2週間以内に第5条でお預かりした書類及び 第16条の金員を甲の負担でお返しします。なお、審査基準内容や理由の開示はいたしません。

第7条(会員登録)

1. 乙が第5条第1項の会員契約書を提出した日を入会契約日とします。 2. 乙が連盟の資格基準に適合した場合、会員として登録します。

第8条(会員の義務と遵守事項)

- 1. 乙は、提出する書類や証明書に嘘の記入及び書面の改ざん等をしてはいけません。
- 2. 乙は、提出した書類等に変更が生じた場合には、速やかに甲に申し出なければなりません。
- 3. 乙は、登録情報への写真や略歴、その他会員情報の登録を認めるものとします。
- 4. 乙は、登録情報やお見合い相手の情報について、その方々のプライバシーを守るため、第三者に見せたり、複製したり、サイト情報のシステムログインIDやパスワード等を教える等して個人情報を漏洩させないことを約束いただきます。なお、退会後も同様です。
- 5. 乙はお見合いやパーティーへの参加に限らず、全て自己責任において行動していただきます。
- 6. 乙は婚約する前に登録情報への登録後の変更事項やその他、結婚に際して、大切な事柄(病歴、婚歴、経歴その他の機微事項)について、婚約しようとする相手とお互いに告知し合うものとします。また、乙が大切な事柄やそれに類する情報(軽い身体障害、かつら使用、タトゥーの有無等)について、甲に告知しないか、甲に告知はしたが、乙自ら相手に告知すると申し出た場合、甲は一切の責任を負わず、この件に関する責任は全て乙に追っていただきます。ただし、乙に一見してわかる障害やその他事由がある場合、乙は甲がそれらの事由について登録情報で告知することを入会時に同意の上で入会していただきます。
- 7. 交際相手との金銭貸借は禁止いたします。
- 8. 乙が、交際をお断りするときには、必ず甲を通してお断りしてください。また、乙が交際を断られた場合には、相手に交際を強要することなく直ちに交際を中止していただきます。
- 9. お見合い後の交際期間は、原則として90日(ただし、在日外国人の場合は60日)以内(最長6ヶ月)とします。成婚後の破断において成婚料の返還はできません。
- 10. 登録情報の送付・伝達手段として、電話・メール等の方法を認めるものとします。
- 11. 乙は、甲に対して成婚または退会を伝える場合には、メールやメッセージにて届け出るものとします。
- 12. 上記全項を乙が守らなかったことにより、甲、連盟、登録情報に情報を登録されている会員(以下、登録者)または相手等が損害を被った場合、 甲は一切の責任を負わず、乙は生じた損害全額を負担するものとします。
- 13. 交際相手とのトラブルについては自己責任とし、甲及び連盟は責任を負わないものとします。

第9条(個人情報の利用目的及び共同利用)

- 1. 登録情報には、お見合い相手を選ぶのに必要な範囲内の情報を登録します。
- 2. 登録情報は、連盟、提携団体、個別契約時に甲から明示される団体(以下、その他団体)、左記団体に加盟する相談室、独身の子息または令嬢の結婚をお考えの家族(以下、親御様)及び会員の間において、共同利用します。なお、共同利用する個人情報は以下の通りです。
- (1)会員情報:顔写真(非公開可)、出身地(都道府県まで)、現住所(郡市区まで)、生年月、続柄、婚歴、学歴(学校名の記載は任意)、職業(会社名の記載は任意)、年収、身長、体重、血液型、家族構成、趣味、資格、資産、嗜好、結婚後同居、養子、機微な情報の有無、PRコメント(乙より提供いただく任意の情報も含む)、相手への希望等。
- (2) 各相談室の情報:相談室名称、代表者氏名、住所、電話番号、メールアドレス
- 3. 登録情報は会員の他、入会希望者、親御様に閲覧されます。
- 4. メールアドレスは、甲から乙への連絡、連盟から乙への情報配信に使用します。

第10条(個人情報の取り扱い)

- 1. 甲が知り得た乙の会員情報を含む機微情報は、甲は相手にお伝えします。ただし、乙が自身で相手に伝えると申し出た場合は、甲はその責任を負いません。
- 2. 甲は、代表者を個人情報保護管理者とし、連盟が定める「個人情報取扱規程」を遵守すると共に、乙の写真、プロフィール、独身証明書等の会員情報を厳重に管理し、甲の従業者、委託先も含め、その保護及び監督を徹底します。
- 3. 甲は、入会希望者が登録情報の閲覧を行う場合を除き、個人を特定できるような情報を第三者に開示しません。
- 4. 乙が登録情報からの印刷物を甲から借用する場合には、乙は借用する印刷物の内容、数量、貸与期間及び第三者に開示しない旨を記載した誓約書を提示いただきます。
- 5. プロフィールの記載事項は乙自身に記載いただき、また後日乙より開示や訂正、削除の要請があった場合は、甲は速やかに応じるものとします。
- 6. 登録情報への誤記入や乙からの申し出により第三者への情報提供を停止する場合、連盟はシステム上の情報を速やかに削除すると共に、印刷物上の情報は、シールの添付等を相談室へ依頼します。
- 7. 乙から提出いただいた公的書類等や本書並びにプロフィール等は退会時速やかに破棄し、システムのデータはただちに削除します。
- 8. 乙は、本サービスの提供を受けるにあたり、甲が会員情報を、連盟指定の「個人情報取扱規程」、「個人情報保護方針」及び「個人情報保護」に関するしおり」に従い連盟、提携団体及びその他団体間で共同利用すること、第三者に提供することに同意します。
- 9. 乙が甲より知り得た相手の会員情報は、交際終了後は甲の指示に従い所定の方法で速やかに破棄、消去または返却するものとします。
- 10. 乙は、交際終了後に甲から得た相手の情報を利用して、甲の許可なく相手に連絡してはいけません。
- 11. 乙は情報システムのIDやパスワードを譲渡、貸与、販売、名義変更等、及び担保に供する等の行為をしてはいけません。
- 12. 乙は、甲から入手した相手の会員情報を、いかなる場合であっても第三者に提供したり、公開できません。
- 13. 乙は第10条1~12項について、退会後でも各項目の内容につき遵守することを約束します。
- 14. Zの個人情報の漏洩が発覚した場合、全てのお見合いや交際をキャンセル(ペナルティ料をお支払い)した上で20万円(税込)の損害金を請求します。

第11条(退会)

乙は以下のときに会員資格を失います。退会時未収金があれば請求いたします。退会にあたり乙は、成婚時及び退会時はメール等の甲と定めた連絡手段によって報告するものとします。

- 1. 乙が婚約した時。
- 2. 乙が第5条の書類を提出しなかった時。
- 3. 乙が会費を2ヶ月以上滞納した時。

- 4. 乙の契約期間が満了し、または乙が途中退会を申し出て、脱会をした時。
- 5. 乙の会員行動が不可能になった時。
- 6. 甲が乙を会員として相応しくないと認めた時(除名)。

第12条 (除名)

乙は以下の場合、除名となります。除名時未収金は清算していただきます。月途中の除名は当月の月会費のみ返還いたします。入会金とこれまでの月会費等の返金には一切応じられません。

1. 乙が本契約に違反した時。

4. 乙が甲に提出した書類に不実の記載があった時。

2. 乙が連盟や甲の品位や信用を傷つけた(甲の判断による)時。

- 5. 乙が犯罪行為や反社会的な行為を行った時。
- 3. 乙が相手会員に対して物品の販売や投資、宗教の勧誘等、本契約目的外の行為をした時。6. 乙が反社会的勢力に関係していると判断した時。

第13条(損害金をお支払いいただく場合)

乙は以下の場合、損害金をお支払いいただきます。

- 1. 乙が第8条、第10条または第12条に抵触して、甲、連盟、登録情報の闘力者または相手に対して損害を生じさせた場合、それによる損害金等は乙の負担となります。
- 2. 連盟及び提携先が主催する各種イベントにおいて、乙の不注意から生じた事故や損害は、甲や連盟はその責任を負わないものとします。
- 3. 乙が約束したお見合いをキャンセルした場合は、11,000円(税込)をお支払いいただきます。また、以下の場合は、理由に関係なく上限22,000円(税込)をお支払いいただきます。ただし、乙と早めに連絡が取れて、相手も納得されて1ヶ月以内にお見合いとなった場合は支払わなくて良いものとします。
- (1) お見合い当日の日程変更(2) 前日17時以降のキャンセル(3) 相手に理解の得られない遅刻(4) 当日お見合いに行かなかったとき
- (5) お見合い中、30分以内に退席するなど不適切な行動があった場合
- 4. 乙がお見合いを申し込んだ後、乙に対して乙がお見合いを申し込んだ相手とは別の会員から、お見合いのお申し込みがあり、乙のお見合いお申し込みから2週間を経たないうちに、乙が別の会員と婚約した場合、乙が申し込みをした相手よりお見合い承諾の返事があった時は、承諾の返事をお断りし、乙はキャンセル料としてお見合いを申し込んだ相手に11,000円(税込)をお支払いいただきます。
- 5. 通常退会した後に成婚が生じたり、故意に支払いを逃れるような不正行為があった場合は、20万円(税込)をお支払いいただきます。

第14条(契約期間)

契約期間は、契約日から2年間とします。期間中に料金プランの変更があった場合はただちに乙へメールで伝えた上で、開始時期とサービス内容を通知します。

第15条(休会)

- 1. 病気やその他の理由で休会する場合、乙はメール等の甲と定めた連絡手段により報告いただきます。また、休会の有効期間は、契約期間内において無制限です。
- 2. 休会期間内は連盟、及び相談室が開催するパーティー等のイベントに参加できません。
- 3. 約束したお見合いがある場合、休会できません。やむを得ない理由で休会する場合、お見合いをお断りした上で、本契約条項13条3に定める損害金をお支払いいただきます。

4. 交際期間内は休会できません。やむを得ない理由で休会する場合、交際を終了した上で相談室及び相手に生じた損害金をお支払いいただきます。

第16条(費用)

乙は、料金欄に記載した入会金、登録料、月会費、お見合い料、成婚料等の費用がかかります。なお、入会金、登録料(以下、前受金)の保全措置は 講じておりません。会員契約書表面の料金欄の枠内記入の金員の支払い期日は以下の通りです。

- 1. 入会金、登録料は原則契約時にお支払いいただきます。(会員契約書の記載に準ずる)
- 2. 月会費は前月27日までに口座振替またはクレジットカードにてお支払いいただきます。また、月会費の振替手数料を会員契約書に記載の通り加算させていただきます。
- 3. お見合い料やパーティー参加料、キャンセル料等の費用は原則来月の月会費と合算して請求いたします。
- 4. その他イベントについての参加料はその都度お支払いいただくか、上記月会費の振替時にお支払いいただきます。
- 5. 他のお見合いが決まっている場合は真剣交際に移行できません。お見合い後または、お見合いのキャンセル料11,000円(税込)をお支払いし、真 剣交際に進めます。
- 6. 成婚料は婚約(口約束、肉体関係や同棲、宿泊を伴う旅行を含む)成立後14日以内に指定口座へお支払いいただきます。
- 7. 男性会員は、女性会員の成婚料を男性会員が負担すると予め登録した女性会員と婚約した場合は、予め決められた女性会員の成婚料を14日以内にお支払いいただきます。なお、女性会員の成婚料を男性会員が負担する特別なケースについて、【別途費用が発生するお見合い時の会員種別とルール (https://www.rapport-anchor.jp/topics/?news_diary=fee) 】に定めています。

第17条 (クーリング・オフ)

乙がクーリング・オフ期間(契約日から8日間)内に契約の解除を申し出た場合には、甲は無条件で契約を解除します。

クーリング・オフのお知らせ

- 1. 会員は、契約書面受領日を含む 8 日間を経過するまで、書面により無条件に入会を解除できます。(この解除を「クーリング・オフ」をいいます。)
- 2. 甲がクーリング・オフについて不実告知または威迫したことにより、乙が誤認又は困惑して入会契約の解除を行わなかった場合は、乙は甲より改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、入会契約を解除できます。
- 3. 上記1~2による上記契約の解除は、乙が当該入会契約の解除に係る書面を発した時にその効力を生じます。この場合は、必ず書面により、所定期間内に甲宛に発送して下さい。仮にこの郵便の到着が遅れても、各クーリング・オフ期間内に発したことが証明できる(郵便消印日付等)のであれば入会契約を解除できます。
- 4. 上記 $1 \sim 2$ による入会契約の解除がなされた場合、この契約解除に伴う違約金又は損害賠償は発生しません。また、既にサービスの提供がなされている場合でも、甲はその料金を請求しません。既にお支払い済みの入会金及び登録料等がある場合は、速やかにその全額を乙に返金します。

第18条(中途解約)

乙はクーリング・オフ期間経過後でも甲に契約の解約を申し出ることができます。中途解約の場合の解約返戻金は以下の通りです。なお、具体的には概要書面記載の「中途解約、解約返戻金の例」をご参照下さい。

- 1. 役務提供開始前である場合、前受金から「契約の締結及び履行のため通常要する費用」として政令で定められた初期費用(3万円を上限とする)を差し引いた額を返還いたします。
- 2. 役務提供開始後である場合には、前受金から(1)と(2)の合計額を差し引いた額を返還いたします。
- (1) 既に提供した役務の対価に相当する額(ただし、「契約の締結及び履行のため通常要する費用」として政令で定められた初期費用(3万円を上限とする)も含む)。
- (2)解約によって通常生ずる損害額として政令で定める額(2万円又は確定した契約の契約残金の20%相当額のいずれか低い額)。
- 3. 入会月において、入会契約日から解約日までの期間が8日間を超えた(9日以上)場合や月初めから8日をすぎた(9日以上)場合は経過月数として加算いたします。
- 4. 月途中での解約の月会費は、1日以上であればお支払いいただきます。
- 5. 第11条の場合は、中途解約が適用されますが、第11条第1項の婚約は契約の完結であり返還金はありません。
- 6. 第12条の除名の場合は、一切返還いたしません。
- 7. 途中解約時において、未提供役務に相当する前受金がある場合、当該相当額を返金するものとします。なお、日割り計算は行いません。

第19条 (紛争の解決)

- 1. 甲と乙との間に紛争が生じた場合には、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。
- 2. 甲及び連盟は、以下の事項による損害に対して、その責任は負わないものとします。
- (1) 乙がお見合いのお申し込みをした会員やその関係者に対して、写真やプロフィール等を見せたこと。
- (2) 会員情報を連盟事務局を含む全相談室や入会希望者が閲覧したことや登録情報に写真や略歴等の会員情報を登録したこと。
- (3) 会員間に生じた紛争(会員同士の金銭貸借等)について。

第20条(在日外国人の証明書)

1. 在日外国人の証明書については別紙付則に定めています。

第21条(顧客相談窓口の連絡先)

お客様相談窓口はラポールアンカー、電話番号:050-3555-6228 にお願いします。営業時間:8:00~22:00 (年中無休)

第22条 (所属する認定個人情報保護団体の名称)

その他、個人情報に関するお問い合わせは下記までご連絡下さい。

一般社団法人 結婚相談業サポート協会 (略称:MCSA)

(苦情解決の連絡先) お客様相談窓口 電話番号: 03-6233-2915 メールアドレス: info@mcsa.or.jp

第23条 (抗弁権の接続)

1. ローンやクレジット等割賦販売利用の場合には、一定要件のもと甲に対して生じている事由をもって利用信販会社へ抗弁できます。

第24条(未規定事項)

1. 本契約に定めなき事項や契約の改正等がある場合は、お互いに連絡し合い、甲・乙協議の上妥当な処理をすることとします。

作成日:2014年4月1日 更新日:2025年3月3日